

令和7年4月3日時点
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

本 FAQ は、令和7年2月28日付国水第399号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知（「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」の一部改正について）に記載の留意事項に関してよくある質問について解説するものです。水道を含む重要インフラに対するサイバー攻撃等の脅威の高度化・巧妙化や、政府の行動計画や指針等、さらには水道事業者等のサイバーセキュリティ対策の実態等を踏まえて今後変更のあり得るものですので、最新のものを参照いただくようご注意ください。

○本 FAQ における用語の定義

・中央監視室

サイバーセキュリティ対策に係る水道施設の技術的基準を定める省令の対象となる、水施設の運転管理をする電子計算機のある場所のこと。中央管理室等ともいう。本 FAQ においては便宜上、浄水場の敷地内にあることとする。

○留意事項1点目

・主体認証

中央監視室の入り口や浄水場の入り口において主体認証により入退出の管理をしていることのみをもって、電子計算機へアクセスする者について主体認証をしていることにはならないことに留意のこと。また、中央監視室の入り口や浄水場の入り口において主体認証をしていることのみをもって電子計算機へアクセスする者についての主体認証を行うことができる機能を有していることにはならないことに留意のこと（場所の入退出管理のための主体認証は、電子計算機での主体認証とは認められない）。

○留意事項2点目・3点目関連（括弧書きの中の代替措置）

・外部記憶媒体

例示をしている USB 以外に、CD や DVD、ブルーレイディスク、フロッピーディスク、ハードディスク、SSD 等を含む。

・USB メモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策

（USB を USB ポートに接続する場合を例にするが、USB 以外の外部記憶媒体についても同様）

USB ポートが鍵付きの蓋・箱・棚等の中にある場合、「USB メモリ等の外部記憶媒体からの感染防止対策」を満たすのは、以下の（1）または（2）、（3）または（4）、（5）または（6）、（7）または（8）の4点の組合せにおいては、（1）・（3）・（5）・（7）の組合せ（（1）・（3）・（5）・（7）の4点を同時に満たすもの）のみである。

施錠される蓋・箱・棚等の中には、

- (1) USB ポートしかない
- (2) USB ポートの他に、電子計算機の操作盤等がある

鍵は、

- (3) 接続することが認められた USB を接続するときのみ使用が許可され、誰がいつ使用するかも管理されている
- (4) USB の接続以外の目的（電子計算機の操作・メンテナンス等）のためにも使用される

蓋・箱・棚等は、

- (5) USB を接続するときのみ開錠される
- (6) USB を接続するとき以外にも開錠される（電子計算機の操作・メンテナンス時等）

接続する USB は、

- (7) 登録された USB のみ使用が可能であり、誰がどの USB をいつ使用するかも管理されている
- (8) 管理されていない

○留意事項 4 点目関連

・ 他の区域からの隔離

中央監視室自体が他の区域から隔離されていることを求めたもの。中央監視室のある浄水場が近隣施設から離れていることのみをもって、中央監視室が他の区域から隔離されているということにはならないことに留意のこと。

・ 人の入退出の管理

中央監視室に出入りする人（職員・職員以外を問わず）一人ひとりについて、「入」と「出」の両方を管理すること。中央監視室のある浄水場の出入り口での入退室ではないことに留意のこと。

中央監視室の入り口や浄水場の入り口において主体認証により入退出の管理をしていることのみをもって、電子計算機へアクセスする者について主体認証をしていることにはならないことに留意のこと。また、中央監視室の入り口や浄水場の入り口において主体認証をしていることのみをもって電子計算機へアクセスする者についての主体認証を行うことができる機能を有していることにはならないことに留意のこと（場所の入退出管理のための主体認証は、電子計算機での主体認証とは認められない）。【再掲】

以上